

議 事 日 程 第 6 号

令和元年9月27日（金）午前10時開議

（決算特別委員長報告）

- 日程第 1 認第 1 号 平成30年度米沢市一般会計歳入歳出決算
- 日程第 2 認第 2 号 平成30年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算
- 日程第 3 認第 3 号 平成30年度米沢市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算
- 日程第 4 認第 4 号 平成30年度米沢市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算
- 日程第 5 認第 5 号 平成30年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計歳入歳出決算
- 日程第 6 認第 6 号 平成30年度米沢市青果物地方卸売市場費特別会計歳入歳出決算
- 日程第 7 認第 7 号 平成30年度米沢市下水道事業費特別会計歳入歳出決算
- 日程第 8 認第 8 号 平成30年度米沢市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算
- 日程第 9 認第 9 号 平成30年度米沢市物品調達費特別会計歳入歳出決算
- 日程第10 認第10号 平成30年度米沢市南原財産区費特別会計歳入歳出決算
- 日程第11 認第11号 平成30年度米沢市三沢東部財産区費特別会計歳入歳出決算
- 日程第12 認第12号 平成30年度米沢市水道事業会計決算
- 日程第13 認第13号 平成30年度米沢市立病院事業会計決算
- 日程第14 議第64号 平成30年度米沢市水道事業会計剰余金の処分について

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第15 議第49号 米沢市一般職の職員に対する退職手当支給条例等の一部改正について
- 日程第16 議第50号 米沢市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議第51号 米沢市立学校の設置等に関する条例の一部改正について

（民生常任委員長報告）

- 日程第18 議第52号 交通事故に基づき生じた損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第19 議第53号 米沢市印鑑条例の一部改正について
- 日程第20 議第54号 米沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議第55号 米沢市児童センター使用料条例の一部改正について
- 日程第22 議第56号 米沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を

定める条例の一部改正について

(産業建設常任委員長報告)

日程第23 議第57号 米沢市新庁舎建設工事請負契約の一部変更について

日程第24 議第58号 米沢市手数料条例の一部改正について

(予算特別委員長報告)

日程第25 議第59号 令和元年度米沢市一般会計補正予算(第4号)

日程第26 議第60号 令和元年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)

日程第27 議第61号 令和元年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)

日程第28 議第62号 令和元年度米沢市下水道事業会計補正予算(第1号)

日程第29 議第63号 令和元年度米沢市立病院事業会計補正予算(第1号)

日程第30 議第65号 令和元年度米沢市一般会計補正予算(第5号)

日程第31 発議第5号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の
提出について

日程第32 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程第6号と同じ

出欠議員氏名

出席議員(24名)

1番	小久保	広信	議員	2番	影澤	政夫	議員
3番	我妻	徳雄	議員	4番	太田	克典	議員
5番	山田	富佐子	議員	6番	佐藤	弘司	議員
7番	高橋	壽	議員	8番	高橋	英夫	議員

9 番	山 村	明	議員	10 番	堤	郁 雄	議員
11 番	関 谷	幸 子	議員	12 番	遠 藤	正 人	議員
13 番	島 軒	純 一	議員	14 番	工 藤	正 雄	議員
15 番	齋 藤	千 恵 子	議員	16 番	成 澤	和 音	議員
17 番	中 村	圭 介	議員	18 番	鳥 海	隆 太	議員
19 番	古 山	悠 生	議員	20 番	井 上	由 紀 雄	議員
21 番	小 島	一	議員	22 番	島 貫	宏 幸	議員
23 番	木 村	芳 浩	議員	24 番	相 田	克 平	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長	中 川 勝	副 市 長	井 戸 將 悟
総 務 部 長	後 藤 利 明	企画調整部長	我 妻 秀 彰
市民環境部長	堤 啓 一	健康福祉部長	小 関 浩
産 業 部 長	菅 野 紀 生	建 設 部 長	杉 浦 隆 治
会 計 管 理 者	猪 俣 郁 子	上下水道部長	高 野 正 雄
病院事業管理者	渡 邊 孝 男	市 立 病 院 長	渡 辺 勅 孝
総 務 課 長	安 部 道 夫	財 政 課 長	遠 藤 直 樹
総合政策課長	安 部 晃 市	教 育 長	大河原 真 樹
教育管理部長	渡 部 洋 己	教育指導部長	今 崎 浩 規
選挙管理委員会 委 員 長	小 林 栄	選挙管理委員会 事 務 局 長	村 岡 学
代表監査委員	森 谷 和 博	監 査 委 員 長	我 妻 祐 一
農業委員会会長	伊 藤 精 司	農 業 委 員 会 長	穴 戸 徹 朗

出席した事務局職員職氏名

事務局 長 三 原 幸 夫

事務局 次 長 細 谷 晃

庶 務 係 長 金 子 いく子

議事調査係長 渡 部 真 也

主 任 藤 崎 優 一

主 事 齋 藤 拓 也

~~~~~

午前 9時59分 開 議

○鳥海隆太議長 ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第6号により進めます。

.....

# 日程第1 認第1号平成30年度米沢市一般会計歳入歳出決算外13件

○鳥海隆太議長 日程第1、認第1号平成30年度米沢市一般会計歳入歳出決算から日程第14、議第64号平成30年度米沢市水道事業会計剰余金の処分についてまでの議案14件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、決算特別委員会における審査の経過と結果について報告願います。

決算特別委員長3番我妻徳雄議員。

〔決算特別委員長3番我妻徳雄議員登壇〕

○3番（我妻徳雄議員） おはようございます。御報告申し上げます。

去る、8月30日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、認第1号から認第13号まで、及び議第64号の議案14件であります。

当委員会は、議会日程に従い、10日から13日までの4日間にわたり、委員会室において全委員出席のもと、当局から監査委員、病院事業管理者ほか関係部課長に出席を求め、開会いたしました。

審査に当たっては、認第1号から認第13号まで及び議第64号の付託案件を一括議題とし、当局から各会計の歳入歳出決算概要について説明を受け、続いて、これに対する総括質疑を行い、その後、認第1号平成30年度米沢市一般会計歳入歳出決算の歳出から順次審査を行いました。

なお、各会計決算の内容につきましては、平成30年度米沢市歳入歳出決算書のほか関係附属資料

等で各議員御承知と存じますので、その詳細については省略し、総括質疑及び各会計決算審査の中でありました質疑、要望等の主なものを取りまとめ申し上げます。

まず、総括質疑では、委員から、決算審査におけるさまざまな意見や要望等を市当局はどのように生かすのか、その体制はできているのかとの質疑があり、当局から、決算特別委員会に限らず他委員会での意見等もあわせて担当部署が取りまとめ、次年度の予算要求に生かしており、審査においても議会からの意見等を踏まえている。また、取りまとめた意見などの情報を庁内で共有し、施策に反映できるような体制をとっているとの答弁がありました。

また、委員から、長期的な財政運営に関し、市庁舎、市立病院の建てかえなどの大規模事業が続いても、基金を活用することで健全な財政を維持できると聞いている。市民サービスも低下させることなく維持していただきたいと思うが、今後の財政運営の基本的な考えはどうかとただされ、当局から、ことし2月に中長期の財政見通しを示したが、これは長期的に市政を担っていくためにも、将来の見通しを立て、健全な財政運営を心がけるべく公表したものである。大規模事業が続き、人口減少が進む中であっても、持続可能な市政運営を行うために毎年度その見直しを実施し、健全な財政運営に努めたいとの答弁がありました。

このほか、財政健全化計画における職員人件費の抑制と人員配置の見直しについて、業務監査の必要性について、国庫支出金等の返還金について、不用額の考え方などについて、種々質疑、要望がありました。

次に、一般会計歳入歳出決算のうち、歳出について申し上げます。

まず、第2款総務費では、委員から、未利用地の売り払いについて、売却額の基礎となるものは何か。また、小中学校の統廃合等により売却可能な土地がふえると思われるが、早期売却のための

検討はしているのかとの質疑があり、当局から、土地は基本的に路線価を基準として実勢価格に近い金額を算出して売却し、法定外公共物の場合は単体での土地利用が難しいことから実勢価格の半分と評価して売却する。また、広大な土地で高額となる場合は、鑑定評価し適正な金額を算出している。一方、早期売却については、不動産業者にも協力を得ながら事例等を調査し、売却方法を検討していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、第2次米沢市男女共同参画基本計画に基づく事業について、市はどのように力を入れているのか。また、市民への周知方法はどうなのかとの質疑があり、当局から、まずは啓発活動が重要だと考え、昨年度は男女共同参画を促す標語と川柳を募集し、1,800点を超える応募があった。また、ナセBAにおいて、男女共同参画やDV防止に係るパネル展、市職員の意識づけのための特別研修などを開催した。一方、市民への周知については、広報やホームページを活用しているが、まだまだ市民に浸透していないことから、市職員を先頭に企業や学生を通じて意識が広がるよう啓発していきたいとの答弁がありました。

また、委員から、各家庭における車の維持に係る負担、高齢化や環境への影響等を考慮し、公共交通の利用を促す必要がある。そのためには、公共交通の利用を習慣化させる啓発活動が重要ではないかとただされ、当局から、民間バス路線を含めた市民バスの時刻表を全戸配布するとともに、学生に対し、バスナビのQRコード入力を促す取り組みなどを行っているが、広報活動が十分ではないと認識していることから、今後とも周知徹底を図ってきたいとの答弁がありました。

このほか、公用車へのドライブレコーダーの設置状況について、在住外国人の支援について、米沢ブランド戦略事業における「技」を起点としたモデル事業について、市重要備品の管理等について、種々質疑、要望がありました。

次に、第3款民生費では、委員から、高齢者温

泉利用福祉事業は、週に4回しか利用することができず、利用者から不満の声が上がっている。1事業者ではなく、複数の事業者に委託する考えはないのかとの質疑があり、当局から、この事業は寿山荘の代替事業であり、単に入浴だけではなく、高齢者の相談業務、イベントの開催などの老人福祉センターとしての機能をまとめ、公募により開始した事業であることから、1事業者への委託が基本だと考えている。一方、利用可能日については検討の余地があることから、委託事業者と協議していきたいとの答弁がありました。

また、委員から、現在、障がい児通所施設は充足しているのかとただされ、当局から、毎年、障がい児の通所利用がふえている状況にあるが、重度の障がい児以外の通所施設は充足しているとの答弁がありました。

これに対し、委員から、重度の障がい児の通所に関する課題について、本市はどのように認識しているのかとただされ、当局から、現在の通所施設では、重度の障がい児を受け入れられる人員体制とはなっていないところもあり、その対応に当たっては、施設職員の協力により成り立っているもので、大変厳しい状況にあると認識しているとの答弁がありました。

このほか、避難行動要支援者名簿の作成状況について、障がい者自立支援給付事業における就労継続支援の状況について、放課後児童健全育成事業費の不用額等について、種々質疑、要望がありました。

次に、第4款衛生費では、委員から、本市において、母親の産後ケアはどのように行っているのかとの質疑があり、当局から、出産後なるべく早期に訪問し、育児の状況や環境等を確認している。また、必要に応じて保健師や養育支援訪問員により支援を行うこととしているほか、おやこ広場などの市の事業や医療機関と連携し、育児不安の軽減に努めているとの答弁がありました。

また、委員から、小規模水道組合が管理する送

水管の老朽化が相当進んでおり、これから更新時期を迎えることになるが、市は組合に対し、対応策等の指導を行っているのか。また、万が一給水できない状況になった場合の支援はあるのかとただされ、当局から、小規模水道の管轄は県であるが、市は飲料水改善事業費補助金を設け、組合が管理する基幹施設や設備の更新等に対し、その費用の一部を補助している。また、設備の故障や濁りなどが発生した場合は、市の給水車を使用し対応するとの答弁がありました。

このほか、献血事業について、自殺予防におけるゲートキーパー研修会の対象者について、公衆便所の清掃状況等について、種々質疑、要望がありました。

次に、第5款労働費では、委員から、市内の企業で実際に働いている外国人労働者の就労形態について本市は把握しているのか。また、外国人労働者が抱える日常生活での問題等を解消するため、相談窓口が必要ではないかとの質疑があり、当局から、各企業における外国人労働者の就労形態は把握できないが、外国人を雇用する事業主はハローワーク米沢に届け出義務があることから、ハローワーク米沢管内の外国人労働者の雇用実数は把握している。一方、外国人労働者を受け入れる企業の相談窓口については、県が外国人総合相談ワンストップセンターを設置しているが、本市で生活していく上での支援やケアも必要になると考えているので、受け入れ企業に対してさまざまな形で情報提供していきたいとの答弁がありました。

このほか、労働者生活安定資金貸付金の貸し付け対象等について、アクティー米沢の施設や設備の経年劣化の状況等について、種々質疑、要望がありました。

次に、第6款農林水産業費では、委員から、米沢の観光資源としても定着している小野川地区の田んぼアートについて、市は事業継続のために、地元の関係者とどのように協議を進めていくのかとただされ、当局から、三沢地区や小野川温泉の

方々にはこれまでも数多く参加していただき、さまざまな形で協力をいただいている。事業を継続していくためには、地域の方々等に主体的にかかわっていただくことが必要と考えており、行政も連携を図りながら協議を進めていきたいとの答弁がありました。

また、委員から、有害鳥獣被害の対策に一定の効果があるモンキー犬による追い払いについて、昨年度で一旦終了したとのことだが、それにかわる追い払いの考えはあるのかとの質疑があり、当局から、モンキー犬による追い払いは今後も検討していくが、現在は地域の方々に花火を活用した追い払いを継続していただいております、さらにどのような方法が有効であるか、関係者と協議を重ねたいとの答弁がありました。

このほか、新規狩猟者免許取得等補助金の申請状況について、農地の集約化等について、種々質疑、要望がありました。

次に、第7款商工費では、委員から、西吾妻山観光拠点誘客事業を株式会社天元台に委託しているとのことだが、天元台高原を拠点として誘客することは、企業の主たる業務ではないのかとただされ、当局から、業務内容としては、市内への誘客に資する広告や宣伝、各種イベントの開催、温泉と連携した商品の企画などであるが、本市は天元台高原を山岳観光の拠点として位置づけており、一方では、公的な役目を担う機能もあることや株式会社天元台の厳しい経営状況を鑑みて、本事業を委託して実施したものであるとの答弁がありました。

また、委員から、道の駅米沢については、想定を超えている来館者があり、売り上げも好調だと聞いている。月に一度の運営会議では、利益の分配や今後の設備投資などについて協議したと思うが、これまでの経過はどうかとの質疑があり、当局から、経費分担については、施設の管理運営に必要な経費を指定管理料により市が負担し、営利が伴う部分の建物や設備品、土地の使用料を運営

会社が市に支払うこととしている。一方、前年度決算では業績が好調で黒字となったが、設立後1年目の企業のため、経営基盤の強化を図るためには一定程度の内部留保をしながら経営体質を強めていく必要があることから、市は使用料の減免措置をとることとした。その経緯については、市も参画している経営会議において、その都度協議し、決定した内容であるとの答弁がありました。

このほか、有機エレクトロニクス関連技術の産業化について、米沢オフィス・アルカディア企業立地促進助成金の内容について、天元台ロープウェイ支柱構造計算業務委託の目的と成果について、種々質疑、要望がありました。

次に、第8款土木費では、委員から、住宅リフォーム総合支援事業費補助金については、申請者への支援だけではなく、市内の建設業者、建材販売業者等の仕事の掘り起こしもでき、非常に効果がある制度だと思うが、経済波及効果などは検証しているのかとの質疑があり、当局から、昨年度は313件の申請があり、補助額は約4,500万円となった。これを補助割合で割り返し想定すると、約6億2,000万円と見積もられることから、市場には最低でもこの金額が出回ったと考えられるのではないかと答弁がありました。

また、委員から、市道整備は市民からの要望が非常に多いと思うが、優先順位の基準は何か。また、市民にわかるように、その優先順位を公表できないかとただされ、当局から、整備要望があった箇所について、事業効果、防災の観点、交通量、交通事故の有無、通学路であるかなどさまざまな状況を加味しながら優先順位をつけている。一方、事業の進捗や予算が確定していない状況での優先順位の公表は難しいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、市道整備や側溝整備等の単独事業費については、幾つかの事業費を合わせた予算の大枠が決まっていて、その中でやりくりしながら市民要望の実現に向けて事業を進めている

と思うが、その方法には疑問を感じる。今後、予算の枠をふやさない限り、市民要望に応えることができないのではないかと質疑があり、当局から、基本的には、まちづくり総合計画の実施計画に基づき予算計上していることから、予算の増額については財政当局と協議したいとの答弁がありました。

このほか、危険空き家等の対策について、市道白布湯元線の融雪設備について、景観形成重点地区の整備状況について、種々質疑、要望がありました。

次に、第9款消防費では、委員から、市が配付した防災ラジオの効果検証はしたのか。また、若い人はスマートフォンで情報収集する人が多いことから、自宅から離れていても情報が得られるスマートフォンや他の媒体への情報発信も必要と考えるかどうかとの質疑があり、当局から、防災ラジオの使用者に対し、窪田地区の防災訓練で情報を発信した事例があるが、効果検証まではできていない。また、防災ラジオは数ある情報伝達手段の一つと考えており、災害発生時にはスマートフォンを含め、重層的に発信を行いたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、避難行動要支援者の名簿情報について、提供を受けた組織にどのように活用してほしいのか、市はマニュアルを整備すべきと思うかどうかとただされ、当局から、名簿情報は自主防災組織の中で共有し、有事の際、安否確認や逃げおくれ、避難所への誘導などに使用されと考えている。現在、マニュアルはないところだが、国や県の指針等を参考にしながら、名簿情報の活用について周知していきたいとの答弁がありました。

このほか、消防団の機動力の向上と組織見直しについて、土砂災害警戒情報の発令基準等について、種々質疑、要望がありました。

次に、第10款教育費では、委員から、スクールガイダンスプロジェクト事業において、不登校対



策専門員、スクールソーシャルワーカーを配置しているが、各学校への巡回は行っているのかとの質疑があり、当局から、この職員については、適応指導教室に通っている児童生徒への指導を担当するとともに、各校の状況を把握するために、また必要に応じて年に複数回各学校を巡回しているとの答弁がありました。これに対し、委員から、今後もそのような機会を積極的にふやし、事業の充実を図っていただきたいとの要望がありました。

また、委員から、生活保護や就学援助を受けていない、いわゆるボーダーライン上にある困窮世帯において、給食費の支払いが大変だという声を聞いている。就学援助は教育に係る費用の全体に対して援助を受けるものと理解しているが、ボーダーライン上にある困窮世帯に対し、給食費に限った援助は制度上できるのかとの質疑があり、当局から、就学援助の基準に基づき扶助しているので、今のところその対応はできないとの答弁がありました。これに対し、委員から、給食費については、県内においても就学援助を受けていない世帯に対し補助している実態もあることから、本市も検討していただきたいとの要望がありました。

このほか、通学路の暗がり解消について、旧浅川分校の活用等について、種々質疑、要望がありました。

次に、第11款災害復旧費では、委員から、市道清六平五色姥湯線の災害復旧工事は全て完了したのか。また、車は通行できるのかとの質疑があり、当局から、昨年度ようやく復旧工事が完了し、現在は通行可能である。ただし、五色温泉から途中までは車で通行できるが、その先の滑川温泉に至る部分はトレッキングコースの位置づけであることから、徒歩でのみ通行が可能であるとの答弁がありました。

次に、第12款公債費及び第13款予備費については、とりわけ質疑がありませんでした。

次に、歳入では、委員から、諸収入中、生活保護費返還金の考え方として、生活保護受給者に対

し、最低生活費の金額の中から返還させるケースはあるのかとの質疑があり、当局から、受給者の同意のもと、無理のない範囲で返還いただいているとの答弁がありました。

これに対し、委員から、本市から同意を求めているわけではないのではないかとただされ、当局から、本市から同意を求めているわけではなく、受給者と協議の上、国からの通知に従って対応しているものであるとの答弁がありました。

このほか、おまつり広場等における行政財産目的的外使用料の算出根拠等について、都市公園使用料の内訳について、環境保全協力金の考え方について、質疑がありました。

以上が、一般会計歳入歳出決算の審査における質疑の主なものであります。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、認定すべきものと決しました。

続いて、特別会計について御報告申し上げます。

初めに、認第2号平成30年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計決算では、委員から、全国的に国保税の負担の重さが問題になっており、その結果として強制的な徴収、厳しい取り立てが行われ、国会でも取り上げられているが、本市の認識はどうかとの質疑があり、当局から、数は少ないが不誠実な方もいることから、法令等にのっとり納税指導に当たっているとの答弁がありました。

そのほか、国保税の不納欠損処分と差し押さえの状況について、質疑、要望がありました。

採決に当たっては、委員から、国保税の負担は他の医療保険の保険料と比べても高く、協会けんぽ並みに引き下げる必要があるとの提案をしてきたが、本市はそのような措置が全くとられていないことから認定できないとの意見がありましたので、起立採決を行った結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認第3号平成30年度米沢市後期高齢者医療費特別会計決算では、委員から、保険料軽減の特例措置を適用している対象者数はどうか。また、

特例措置の適用がなくなった後の減免制度はあるのかとの質疑があり、当局から、対象者は1,850名と把握している。一方、特例措置がなくなった場合は、本則どおりの軽減に戻るとの答弁がありました。

採決に当たっては、委員から、低所得者に対する保険料軽減の特例措置が廃止され、高齢者の負担がふえることになる。加入者の負担を軽減することに力を尽くすべきであり、認定できないとの意見がありましたので、起立採決を行った結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認第4号平成30年度米沢市介護保険事業勘定特別会計決算では、委員から、第7期介護保険事業計画の期間中、特別養護老人ホームの建設計画はないとのことだが、施設整備にあつては、市民の入所希望やサービスに対する需要を基本として考える必要があるのではないかと質疑があり、当局から、本市の施設整備の充足率は、県内の自治体や全国の類似団体と比較しても同等程度であることから、第7期の計画期間中は建設しないと判断したものであるとの答弁がありました。

このほか、訪問入浴介護サービスの利用状況等について質疑がありました。

採決に当たっては、委員から、本市の高齢化率も上昇していることから、施設系サービスの整備として、特に特別養護老人ホームの開設、増床は、市民が求めていることだと思うので、再度検討していただきたい。また、介護保険料については、消費増税を考慮した引き下げにとどまらず、本市一般会計からの繰り入れにより引き下げるべきであり、認定できないとの意見がありましたので、起立採決を行った結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認第5号平成30年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計決算では、委員から、と畜頭数の増加につながるような施策を展開する必要があるとのことだが、本市はその対策をどのように検討しているのかとの質疑があり、当局から、牛に

ついては、特に肥育農家の牛舎の増築に対する支援を継続したいと考えている。また、置賜定住自立圏共生ビジョンで計画している圏域内の畜舎整備の充実に向け、本市が中心的な立場として事業を推進していきたい。一方、豚については、米沢食肉公社が行っている集荷奨励措置に対して支援し、と畜頭数の増加に努めたいと考えているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、認定すべきものと決しました。

次に、認第6号平成30年度米沢市青果物地方卸売市場費特別会計決算では、委員から、施設の老朽化による建てかえも含めた今後の市場のあり方について、昨年度にその方針を決定したようだが、どのような内容かとただされ、当局から、基本的な考え方として、民間が主導で施設を建てかえて機能強化を図ること、本市が応分の負担や支援を行うことについて決定したものである。また、支援内容や建てかえ後の運営方法などの詳細は、今後継続して協議する必要があるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、認定すべきものと決しました。

次に、認第7号平成30年度米沢市下水道事業費特別会計決算では、委員から、平成30年度における事業実績の概略、下水道整備要望箇所への対応状況について質疑があり、当局から、事業実績の概略としては、管渠整備を約1,800メートル進めたことによって、事業計画面積に対して80.4%の整備率となった。また、引き続き、終末処理場の改築工事を令和2年度までの4カ年計画に基づいて実施したところである。一方、管渠整備は、地域から要望があった箇所を中心に進めており、接続率も高い状況であるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、認定すべきものと決しました。

次の、認第8号平成30年度米沢市農業集落排水事業費特別会計決算から認第11号平成30年度米沢

市三沢東部財産区費特別会計決算までの4案件については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、認定すべきものと決しました。

次の、認第12号平成30年度米沢市水道事業会計決算及び議第64号平成30年度米沢市水道事業会計剰余金の処分については、関連がありましたので、一括して審査を行いました。

まず、委員から、決算審査意見書に記載があるとおり、老朽管更新事業については課題があり、本市の基幹管路の耐震化率も全国平均値を下回っている。本市は、老朽化した鋳鉄管を耐震管に直接更新しているようだが、耐震化が進まない理由は何か。また、技術者の不足が深刻な問題であると業界団体から聞いているが、市としての考えはどうかとの質疑があり、当局から、老朽管更新事業については、県の補助事業により進めている。現在、市街地の工事を行っているため、交通規制に係る交通誘導員の確保が難しいことや、古い管を撤去しながらの作業のため、単に水道管を布設するだけの工事に比べて若干時間を要している。一方、建設業界からは、技術者と若手労働者の確保は急務だと聞いており、週休2日制導入による工事発注や諸経費の見直しが検討されていることから、それらも考慮した事業の推進に努めていきたいとの答弁がありました。

このほか、公募公債の購入と資金運用について、災害時等における給水応援協定等について、質疑がありました。

採決に当たっては、議第64号及び認第12号について、それぞれ採決を行った結果、全委員異議なく、可決、認定すべきものと決しました。

次に、認第13号平成30年度米沢市立病院事業会計決算では、委員から、医業収益の確保について、本市はどのように考えているのかとの質疑があり、当局から、最終的には医師の確保が重要となるが、増患対策が必要と考えており、医師の負担軽減のために軽症の患者は抑制しつつも地域の医師との連携強化によって、紹介や逆紹介率を上げて患者

数をふやし、収入増につなげたいとの答弁がありました。

また、委員から、累積欠損金の処理はどのように考えているかとただされ、当局から、会計処理上、整理することは可能だが、経営体質が変わるわけではないことから、タイミングを見計らっている状況である。現在は、債務超過の解消のほうに急務であるため、解消した際は、新病院の建設とあわせて会計処理等を考えていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、新病院開院後における、市立病院と三友堂病院の救急体制について、市民説明会ではどのように説明したのかとの質疑があり、当局から、説明会では、医師の増員が望めない中で両病院が同じ救急医療を担うことは困難であり、地域医療を守るためには市立病院が急性期医療、三友堂病院は回復期医療に特化するしかないと説明し、出席者からは一定の理解が得られたと思っているとの答弁がありました。

このほか、医師の長時間労働の実態と認識について、未収金の内訳について、高額医療機器の選定等について、種々質疑、要望がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、認定すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過の概要と、その結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○鳥海隆太議長 ただいまの決算特別委員長報告に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

決算特別委員長報告中、異議のありました認第2号から認第4号までの議案3件を除く、認第1号、認第5号から認第13号まで及び議第64号の議案11件を委員長報告のとおり決するに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 御異議なしと認めます。

よって、認第1号、認第5号から認第13号まで及び議第64号の議案11件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました認第2号から認第4号までの議案3件について、順次起立により採決いたします。

初めに、認第2号について採決いたします。

認第2号に対する委員長報告は、賛成多数で認定であります。

お諮りいたします。

認第2号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、認第2号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、認第3号について採決いたします。

認第3号に対する委員長報告は、賛成多数で認定であります。

お諮りいたします。

認第3号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、認第3号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、認第4号について採決いたします。

認第4号に対する委員長報告は、賛成多数で認定であります。

お諮りいたします。

認第4号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、認第4号は委員長報告のとおり決まりました。

## 日程第15 議第49号米沢市一般職の職員に対する退職手当支給条例等の一部改正について外2件

○鳥海隆太議長 次に、日程第15、議第49号米沢市一般職の職員に対する退職手当支給条例等の一部改正についてから日程第17、議第51号米沢市立学校の設置等に関する条例の一部改正についてまでの議案3件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

総務文教常任委員長16番成澤和音議員。

〔総務文教常任委員長16番成澤和音議員登壇〕

○16番（成澤和音議員） 御報告申し上げます。

去る8月30日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案3件であります。

当委員会は、議会日程に従い、17日午前10時から、委員会室において、全委員出席のもと、関係部課長等に出席を求め開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第49号米沢市一般職の職員に対する退職手当支給条例等の一部改正についてであります。本案は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項を削るなどした地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第50号米沢市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてありますが、本案は、米沢市上郷コミュニティセ

ンターの位置を変更し、その使用に係る使用料について定めるほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案に対し、委員から、防災活動の拠点としての機能を条例の設置規定に追加するのは、上郷コミュニティセンターを兼ねる（仮称）上郷防災センターの建設に、交付税措置のある緊急防災・減災事業債を活用することが関係しているのかとの質疑があり、当局から、これまでも全てのコミュニティセンターが地域防災訓練の実施や自主防災組織の組織化などで地域の防災活動の拠点となっていることから、これを明確化するために追加したものであるとの答弁がありました。

また、委員から、条例が改正された場合には、地域単位の防災活動を広げていくため、コミュニティセンターが地域の防災活動の拠点としての役割を条例の規定によって担うようになったということを、広報よねざわや防災体験などを通し市民に周知していくべきではないかとただされ、当局から、条例改正によってコミュニティセンターを地域の防災活動の拠点として位置づけたことについても、各コミュニティセンターを通じてしっかり周知し、地域づくりや福祉の側面からも自主防災活動の意識高揚に努めていきたいとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第51号米沢市立学校の設置等に関する条例の一部改正についてであります。本案は、国立病院機構米沢病院に入院する病弱児童生徒に対し、治療や自立活動を行いながら学習指導するために設置した米沢市立関根小学校松原分校及び米沢市立第五中学校松原分校について、平成21年度以降は休校となっており、現在、病院には一般の小児病棟がなく、今後該当する児童生徒が入級することはないことから、両松原分校を廃止しようとするものであります。

本案に対し、委員から、松原分校の廃止後にお

ける治療が必要な病弱児童生徒への対応について質疑があり、当局から、長期の入院が必要な病弱児童生徒については、治療を第一に、山形大学医学部附属病院を初め、その病気の専門医がいる病院に入院し、治療を受けながら院内学級に通学するなどしており、入院は必要ないが体力的な問題や特別な配慮の必要がある児童生徒については、市内小中学校の特別支援学級に通学するなどしているところである。この対応を今後も継続していきたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、松原分校と現在休校中のほかの分校の廃止についての考え方の違いは何かとの質疑があり、当局から、松原分校については、入級するような病弱児童生徒は市内小中学校の特別支援学級で対応可能なことから、このたび廃止の方針としたところだが、ほかの分校については、その地域の学校だったという歴史があるため、地域住民に対して丁寧に適正規模・適正配置の考えを説明し、十分に協議しながら検討していきたいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、長期入院が必要な病弱児童生徒が市外の院内学級に通学している実態はどうなっているのかとの質疑があり、当局から、平成29年度、30年度及び令和元年度ともそれぞれ2名ずつ市外の院内学級に通っていたが、いずれも年度途中で退院しているとの答弁がありました。

また、委員から、院内学級に通学する場合に本市教育委員会としての支援措置は何かあるのかとの質疑があり、当局から、障がいのある児童生徒等が特別支援学校や小中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、国や自治体が補助する仕組みである特別支援教育就学奨励費の交付対象となるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案3件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたし

ます。

○鳥海隆太議長 ただいまの総務文教常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第49号から議第51号までの議案3件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 御異議なしと認めます。よって、議第49号から議第51号までの議案3件は、委員長報告のとおり決まりました。

.....

#### 日程第18 議第52号交通事故に基づき 生じた損害賠償の額の決定及 び和解について外4件

○鳥海隆太議長 次に、日程第18、議第52号交通事故に基づき生じた損害賠償の額の決定及び和解についてから日程第22、議第56号米沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの議案5件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、民生常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

民生常任委員長22番島貫宏幸議員。

〔民生常任委員長22番島貫宏幸議員登壇〕

○22番（島貫宏幸議員） 御報告申し上げます。

去る8月30日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

当委員会は、議会日程に従い、18日の午前10時から、委員会室において、全委員出席のもと、関係部課長の出席を求め開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上

げます。

初めに、審査に先立ち、議第56号米沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する市長からの議案の訂正の申し出について当局から説明がありました。訂正の理由は、幼児教育・保育の無償化に向けた、子ども・子育て支援法の改正に伴う内閣府令の誤りによるものであります。

本件に対し、委員から、幼児教育・保育の無償化に向けて、事前に施設や保護者への説明を行っているようだが、今回の訂正により混乱は起きないかとただされ、当局から、軽微な文言の訂正のみであり、この訂正による実務的な影響はなく、保護者及び施設への影響もないとの答弁がありました。

本件については、全委員異議なく、承認すべきものと決しました。

次に、議第52号交通事故に基づき生じた損害賠償の額の決定及び和解についてであります。本案は、本市事業であるいきいきデイサービスの送迎中の交通事故に基づき生じた損害賠償について、損害賠償の額を決定し、和解しようとするものであります。

本案に対し、委員から、事故後、再発防止策としてどのようなことを考えているかとの質疑があり、当局から、事業者に対し、バス利用者へのシートベルト装着の呼びかけを徹底することなどの指導を強化するとともに、事業者からは高齢者向けの事業であることを意識させ、運転手の安全運転研修を定期的を実施することで再発防止に努める旨の回答があったとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第53号米沢市印鑑条例の一部改正についてであります。本案は、印鑑の登録に係る登録事項について、旧氏の追加及び男女の別の削除を行うとともに、印鑑登録証明書について民間事業者の使用に係る多機能端末機で交付できるよう

にするほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第54号米沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてであります。本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第55号米沢市児童センター使用料条例の一部改正についてであります。本案は、児童センターにおいて集団指導を受ける児童のうち、使用料を徴収する対象となる者の範囲を定めるほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第56号米沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行うとともに、食事の提供に要する費用に係る多子世帯の負担を引き続き軽減しようとするものであります。

本案に対し、委員から、本市の場合、3歳以上で保育を必要とする子供や、保育ではなく教育を受けたいが入れる施設がない子供で、近くに小規模保育事業所しかないというような状況はあり得るのかとの質疑があり、当局から、本市の場合、保育所、認定こども園、幼稚園など全ての施設がそろっているため、そのような状況にはならないとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、

原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案5件の審査の経過と結果を報告申し上げ、委員長報告といたします。

○鳥海隆太議長 ただいまの民生常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第52号から議第56号までの議案5件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 御異議なしと認めます。よって、議第52号から議第56号までの議案5件は委員長報告のとおり決まりました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時59分 休 憩

~~~~~

午前11時09分 開 議

○鳥海隆太議長 再開いたします。

.....

日程第23 議第57号米沢市新庁舎建設
工事請負契約の一部変更につ
いて外1件

○鳥海隆太議長 次に、日程第23、議第57号米沢市新庁舎建設工事請負契約の一部変更について及び日程第24、議第58号米沢市手数料条例の一部改正についての議案2件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

産業建設常任委員長21番小島一議員。

〔産業建設常任委員長21番小島一議員登壇〕

○21番（小島一議員） 御報告申し上げます。

去る8月30日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

当委員会は、議会日程に従い、19日の午前10時から、委員会室において、全委員出席のもと、関係部課長の出席を求め開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

初めに、議第57号米沢市新庁舎建設工事請負契約の一部変更についてであります。本案は、令和元年6月定例会で契約の一部を変更する議決をし、現在施工している米沢市新庁舎建設工事について、実施設計の完了による工事内容の一部変更に伴い、契約金額を46億6,173万円から1,051万9,200円減額し、46億5,121万800円に契約を変更しようとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第58号米沢市手数料条例の一部改正についてであります。本案は、建築基準法の規定に基づき建築物の用途を変更して一時的に興行場などとして使用する場合の使用許可申請の審査事務等に係る手数料を徴収しようとするものであります。

本案に対し、委員から、既存建築物の一部を用途変更する場合に係る全体計画認定制度における計画期間は最長で何年になるかとの質疑があり、当局から、国土交通省からの通知で一般的には5年程度とされているが、耐震性がしっかりしているなど一定の安全性が担保されている場合では、20年程度まで延ばすことが可能であるとの答弁がありました。

また、委員から、既存建築物の用途を変更して

一時的にほかの用途として使用する場合の期間についてただされ、当局から、基本的には1年程度と規定されているが、期間が1年でおさまらない場合などに、特定行政庁が建築審査会の同意を得て認めた場合には1年を超えることができるとの答弁がありました。

さらに、委員から、用途変更の計画の際に当該建築物に耐震性が欠けているような場合には、段階的、計画的な改修はできないのかとの質疑があり、当局から、耐震性に欠けている場合であっても、区分して、最初の区画を耐震化して改修し、次に別の区画を耐震化して改修するというように、全体計画を認定することで、段階的、計画的に改修することが可能であるとの答弁がありました。

また、委員から、こうした申請はどの程度出てくる見込みかとの質疑があり、当局から、本市は限定特定行政庁であり、扱うことのできる建物が小規模なものに限られているため、そうした申請が出てくる可能性は低いものと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、この制度の運用に当たっては、運用基準やマニュアルを整備しておかないと、誤った許可をしてしまうなどのおそれはないかとの質疑があり、当局から、事前にそうした基準等をしっかり確認して体制を確立したいとの答弁がありました。

また、委員から、市民が空き家等を購入し、その一部を改修して別の用途で使用するような場合に、この制度を活用しやすいように促し、周知に努めていただきたいとの要望がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案2件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島海隆太議長 ただいまの産業建設常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第57号及び議第58号の議案2件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 御異議なしと認めます。よって、議第57号及び議第58号の議案2件は委員長報告のとおり決しました。

.....

日程第25 議第59号令和元年度米沢市 一般会計補正予算（第4号） 外5件

○鳥海隆太議長 次に、日程第25、議第59号令和元年度米沢市一般会計補正予算（第4号）から日程第30、議第65号令和元年度米沢市一般会計補正予算（第5号）までの議案6件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告願います。

予算特別委員長 6 番佐藤弘司議員。

〔予算特別委員長 6 番佐藤弘司議員登壇〕

○6 番（佐藤弘司議員） 御報告申し上げます。

去る8月30日及び9月6日の本会議において、当予算特別委員会に付託されました案件は、議案6件であります。

当委員会は、議会日程に従い、20日午前10時から、委員会室において、全委員出席のもと、当局から市長を初め、教育長、病院事業管理者及び関係部課長等にも出席を求め、審査を行いました。

なお、議案の内容につきましては、市長の説明要旨や事項別明細書等で各議員御承知のことと存じますので、その説明を省略させていただき、以下、審査経過の中でありました質疑、要望等の主

なものと、その結果を取りまとめて御報告申し上げます。

初めに、議第59号令和元年度米沢市一般会計補正予算（第4号）の歳出については、補正予算の提案があった款項のほか、事前に質問通告のあった款項についても質疑が行われました。

第2款総務費では、会計年度任用職員制度の導入に伴い人事給与システムの改修を行うようだが、その制度の詳細が示されていないままシステム改修を行うのか。この制度は来年4月1日から実施されることになっており、制度が始まるまでに条例・規則の改正などが必要であると思うが、いつ詳細が決まるのか教えてほしいとして質疑がありました。

また、人材育成基本方針について、平成18年度策定以降、改正がなく、消防職員の記載があるなど現況にそぐわないような中身であったことから、以前、早急な改正をお願いしたが、その後どのようなになっているのかとして質疑がありました。

第3款民生費では、子供のための教育・保育給付事業費の補正について、10月からの幼児教育・保育の無償化に伴うものだと思うが、副食費の免除については、所得の低い世帯は公定価格に含まれると思う。その他、本市単独の軽減措置ということで実施している部分もあると思うが、副食費の軽減措置について、公定価格の副食費の減免が含まれるところと、本市独自で減免するところの対象者について確認したい。

また、副食費の独自減免について、年収360万円未満相当世帯の子供や所得階層にかかわらず小学校6年生から数えて第3子以降の子供となっているが、先行している他市自治体では、第1子の年齢に関係なく実施しているところもある。本市として、せめて中学校3年生まで引き上げるようなことはできないかとして質疑がありました。

第6款農林水産業費では、最近、熊による杉の皮剥ぎ被害が多く見られ、また熊が人家近くへ出没して住民の不安が募っている。熊の皮剥ぎ被害

の状況把握を国や県の担当とともに、年内早々に現況調査を行い、その内容を報告していただけないか。また、その際には、磐梯朝日国立公園と重なる部分もあるため、熊の生息調査をする上でも、所管する環境省からの協力を得て総合的な対策を検討してはどうか。さらに、熊の捕獲については法の規制があるが、このまま熊の捕獲頭数をふやさないでいくと、林業に対する被害がさらに大きくなる。熊の捕獲を推進する対策や捕獲頭数をふやす対策を国や県と早急に検討し推進してほしいとして質疑、要望がありました。

歳入では、公立保育所や児童センターの幼児教育・保育の無償化に係る財源については、国から措置され一般財源の持ち出しが減るということだが、今回の制度改正による市全体の財政負担の軽減はどのくらいなのか教えてほしいとして質疑がありました。

以上が、議第59号令和元年度米沢市一般会計補正予算（第4号）に対する審査の経過の中でありました質疑、要望であります。議第59号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第60号令和元年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）につきましては、県の納付金の今年度の納付額は基金を取り崩しての対応となると思うが、令和元年度末の基金残高は現時点でどのように見込んでいるのか。また、来年度も県への納付額がふえると思うが、そのような状況について、本市としてどのように考えているのかとして質疑がありました。議第60号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第61号令和元年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）及び議第62号令和元年度米沢市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第63号令和元年度米沢市立病院事業会

計補正予算（第1号）につきましては、10月1日からの消費税率アップに伴う影響として、診療報酬については非課税であるが、診療に必要な医薬品や機材等は課税対象なので病院が負担せざるを得ないという問題をテレビで取り上げていた。このことについて、市立病院ではどのように影響すると考えているのかとして質疑がありましたが、議第63号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第65号令和元年度米沢市一般会計補正予算（第5号）の歳出であります。第7款商工費について、8月臨時会で天元台ロープウェイ搬器等修繕に係る費用及び株式会社天元台運営支援補助金について可決された際、今後の収益を上げるための方策、中期的な見通しを立てるとなっていたが、現時点での状況はどうなっているのかとして質疑がありました。

以上が、議第65号令和元年度米沢市一般会計補正予算（第5号）に対する審査の経過の中でありました質疑であります。議第65号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

以上、当予算特別委員会に付託されました議案の審査経過の概要と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○鳥海隆太議長 ただいまの予算特別委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第59号から議第63号まで及び議第65号の議案6件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 御異議なしと認めます。よって、議第59号から議第63号まで及び議第65号の議案6

.....

- 243 -

ただ、私も調べてみますと、こちらの加齢性難聴に関してはいろいろ予防ができるのではないかと。いわゆる老化をおくらせることによって、加齢性難聴をおくらせることができるのではないかと。そういった事前の予防策に関しても、非常に力を入れていかないといけないのではないかと。同時並行で進めていかないといけないのではないかと思います。常日ごろの生活習慣であったり、あと食事であったり、運動であったり、そういったものをしっかりと皆さんに周知することによって、防ぐことができる、おくらせることが十分に可能だとは思いますが、そちらの予防に関しては、どのように考えているのか伺いたいと思います。

○鳥海隆太議長 7番高橋壽議員。

○7番(高橋 壽議員) 加齢性ということなので、人間誰でも年をとることによって身体能力が劣ってくるというか、落ちてくるというのは当然の摂理といいますか、なので、例えば目であれば老眼になる、足腰が弱くなる、身体的に足腰が弱くなる、耳に関しては聞こえにくくなるということで、果たしてどういう予防があるかというのは、これというものは人によって違うわけですし、なかなか難しいところがあると思います。

ただ、やっぱりこの補聴器によって、難聴の程度が重くなることをどうやって防いでいこうかという研究については、厚生労働省のほうでもやり出しておりまして、私の知る範囲では、国立研究開発法人という開発法人、日本医療研究開発機構というのがあるらしいですけれども、そこに委託事業として現在聴覚障がい、加齢性難聴を含めて、この補聴器をつけた場合、認知症の機能低下を予防する効果がどれだけあるのかということを検証しているということもやっぺらっしやんと思えます。

日常生活の中で、どうすれば加齢性難聴を予防するかというのは、私はなかなか難しいとは思いますが、少し私もいろいろ調べてみたいなと思っています。

○鳥海隆太議長 ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第5号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 御異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおり決まりました。

.....

日程第32 議員派遣について

○鳥海隆太議長 次に、日程第32、議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、会議規則第167条第1項の規定により、配付しておりますとおり決定いたしますので、御了承願います。

.....

市長挨拶

○鳥海隆太議長 以上で、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

閉会前に、市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。中川市長。

〔中川 勝市長登壇〕

○中川 勝市長 市議会9月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

去る8月30日に招集いたしました本定例会は、本日、全日程を終了いたしました。29日間にわたる会期中、平成30年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の各決算の認定、人事案件、数多くの案件について、終始真剣な御審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。

審議の過程で賜りました重要な御指摘、御意見等につきましては、今後の市政執行に十分反映していきたいと考えております。

さて、このたび平成30年度の各会計の決算を認定いただきましたが、一般会計の収支状況は財政健全化計画よりも大幅に改善し、過去最高水準の基金残高を確保することができました。これから本格化する市庁舎や市立病院の建てかえなどの大規模事業に対する一定の備えができたものと考えております。

今後、健全な財政運営を維持しながら、これら大規模事業を初めとするさまざまな市政の課題に取り組むため、さらなる事務事業の見直しや効率的な事業の推進を図ってまいりますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、議員各位の御健勝をお祈り申し上げ、お礼の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

.....

閉 会

○鳥海隆太議長 これをもちまして令和元年9月定例会を閉会いたします。

午前11時41分 閉 会